

大崎市等発注の特定建設関連業務に係る違反事業者及び課徴金額一覧

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金納付 命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用
1	株式会社栄和技术コンサルタント (8370201000044)	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋 貴弘	○	○	579万円	
2	株式会社大崎測量設計コンサルタント (4370201000080)	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部 慎一	○	○	421万円	
3	株式会社マドック (2370201000561)	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤 紀元	○	○	414万円	
4	株式会社古川測量設計事務所 (8370201000374)	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤 重	○	○	370万円	30%
5	株式会社テクノブレイン (1370201000307)	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸 千絵	○	○	251万円	30%
6	有限会社共栄技術コンサルタント (3370202000287)	宮城県大崎市松山金谷字金谷崎畑8番地	代表取締役 井上 賢二	○	—		
7	システム・ZERO株式会社 (9370201002675)	宮城県大崎市古川福沼一丁目13番5-202号	代表取締役 尾形 信一	○	—		
8	株式会社東翔測量設計 (1370201002600)	宮城県大崎市古川北町三丁目9番24号	代表取締役 相澤 喜夫	○	—		
9	株式会社萩測量設計事務所 (7370201000350)	宮城県大崎市古川塚目字北原108番地の2	代表取締役 佐川 吉夫	○	—		
10	有限会社北都技研開発 (4370202001342)	宮城県大崎市松山千石字広田66番地の1	取締役 伊藤 正	○	—		
11	有限会社和光測量設計社 (6370202001489)	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚 富夫	○	—		
12	株式会社江合技術コンサルタント (3370201000049)	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉 清隆	—	—		免除
13	株式会社千葉測量設計 ※ (9370201004119)	宮城県大崎市古川大宮六丁目11番23号		—	—		
合計				11社	5社	2035万円	

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 「※」を付した事業者は、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、清算が結了している。

北部土木事務所発注の特定建設関連業務に係る違反事業者及び課徴金額一覧

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金納付 命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用
1	株式会社栄和技术コンサルタント (8370201000044)	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋 貴弘	○	○	151万円	
2	株式会社大崎測量設計コンサルタント (4370201000080)	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部 慎一	○	—		
3	株式会社加美測量設計事務所 (3370201002301)	宮城県加美郡加美町字矢越191番地	代表取締役 佐々木 清則	○	—		
4	株式会社テクノブレイン (1370201000307)	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸 千絵	○	—		(注3)
5	株式会社古川測量設計事務所 (8370201000374)	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤 重	○	—		
6	株式会社マドック (2370201000561)	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤 紀元	○	—		
7	有限会社和光測量設計社 (6370202001489)	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚 富夫	○	—		
8	株式会社江合技術コンサルタント (3370201000049)	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉 清隆	—	—		
合計				7社	1社	151万円	

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 課徴金減免申請を行った者であるが、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とはなっていない。

栗原地域事務所発注の特定建設関連業務に係る違反事業者及び課徴金額一覧

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金納付 命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用
1	株式会社ウイル (6370201002892)	宮城県栗原市築館字下宮 野川南 1 2 番地の 1	代表取締役 鈴木 孝司	○	○	3 1 7 万円	
2	岩倉測量設計株式会社 (4370201003042)	宮城県栗原市栗駒中野上 野原北 3 8 番地	代表取締役 千葉 厚	○	—		
3	有限会社大洋測量設計 (8370202004449)	宮城県栗原市築館字下宮 野町 3 3 番地	代表取締役 高橋 大石	○	—		
4	株式会社田中測量設計 (9370201003137)	宮城県栗原市金成小堤涌 戸 3 1 番地	代表取締役 田中 智巳	○	—		
5	株式会社渡工測量設計 (3370201002986)	宮城県栗原市築館源光 4 番 4 5 - 2 号	代表取締役 菅原 公	○	—		(注 3)
合計				5 社	1 社	3 1 7 万円	

(注 1) 表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注 2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注 3) 課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。